

自治労・東学ニュース

東京都学校事務職員労働組合（東学） 新宿区西新宿2-8-1 都庁第2本庁舎32階
（定期異動その2特集号） 2024年11月22日 NO.698

「どこに勤務するか、どこで働くかは、重要な労働条件の1つ」 ⇔ 「当局が自らの判断と責任において処理すべきもの」

「どこに勤務するか、どこで働くか」は、重要な労働条件の1つです。定期異動に関して、都教委に対して質問を行い、回答を得ました。東学は、組合員から異動希望を集約し、当局（学校長、地教委、都教委）に、希望実現に向け取り組んでいます。

定期異動のに関する質問と都教委の回答

質問1. 基本的には、「本人希望の実現」がなされるべきと考えるが、どうか。

回答 人事異動については、当局が自らの判断と責任において処理すべきものとする。なお、人事異動の作業を行うに当たっては、職員本人から提出された異動申告シートの内容を踏まえ、職員本人の意向や事情、通勤時間等を引き続き考慮する。

質問2. 保育、育児、介護、本人の病気等の事情など、「特殊事情」が優先的に考慮されるべきと考えるが、どうか。

回答 人事異動については、当局が自らの判断と責任において処理すべきものとする。なお、人事異動の作業を行うに当たっては、職員本人から提出された異動申告シートの内容を踏まえ、職員本人の意向や事情、通勤時間等を引き続き考慮する。

質問3. 画一的な昇任時異動、特に採用から10年、主任B選考合格者の他地区異動は、見直すべきと考えるが、どうか。例えば、地区内の事務職員会活動等のためには、一定期間の継続性が必要ではないかと考える。

回答 職員の異動については、異動実施基準に基づき、引き続き適切に実施していく。

質問4. パワーハラスメント等のハラスメントを受けている場合は、異動年限3年を経過していない場合でも、本人希望があれば、特例として異動させてもいいのではないかと考えるが、どうか。

回答 人事異動については、当局が自らの判断と責任において処理すべきものと考えている。なお、人事異動の作業を行うに当たっては、従来から学校の事情等を考慮しながら、適材適所の観点で配置を行っている。また、職員本人から提出された異動申告シートの内容を踏まえ、職員本人の意向や事情、通勤時間等を引き続き考慮していく。

質問5. 職住接近は、学校に勤務する上でのメリットの1つでもあります。通勤時間の標準を60分以内とするべきと考えるが、どうか。

回答 異動実施基準に基づき、引き続き通勤時間は、おおむね片道90分を限度とする。

質問6. 課長代理は、「厳格なポスト管理」を行っているという。地区間の異動を行う場合も、本人や地教委の判断が必要と考えるが、どうか。

回答 職員の異動については、異動実施基準に基づき、自己申告や地教委からのヒアリング内容も踏まえ、適切に対応する

質問7. 課長代理を、例えば「困難校」に配置するかどうかは、地教委の判断によると考えるが、どうか。

回答 職員の異動については、異動実施基準に基づき、自己申告や地教委からのヒアリング内容も踏まえ、適切に対応する

質問8. 「自由意見欄」は、自由に記入（希望地区、配慮して欲しいことなど）し、必要があれば資料も別紙で提出できると考えるが、どうか。

回答 指定した様式での提出を原則とする。

質問9. 異動内示等の日程については、組合に、情報提供するべきと考えるが、どうか。

回答 異動作業については、教育庁内だけでなく都庁全体で様々な調整等を経て行っているものであり、異動内示日程等の提供は困難である。

質問10. 問題が生じた場合は、すみやかに組合と協議するべきと考えるが、どうか。

回答 人事異動については、当局が自らの判断と責任において処理すべきものとする。

「選択的夫婦別姓制度」について考える

民法第750条 「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」。民法は、夫婦同姓の原則を定めています。しかし、この民法第750条は、憲法第13条、第14条1項、第24条に違反しているのではないかとこの意見も多くなってきています。旧民法では、結婚は妻が夫の家に入ること、という伝統的な家族観があり、妻が夫の姓を称すると定められていました。しかし、日本国憲法の成立によって、両性の本質的な平等に違反するものとして現在のように改正されました。

現在の民法では、結婚に際して、男性又は女性のいずれか一方は、必ず姓を改めなければなりません。しかし、女性の社会進出等に伴い、改姓による職業生活上や日常生活上の不便・不利益、アイデンティティの喪失など、様々な不便・不利益が指摘されています。

反対派は自民党の中の保守派等に限られて

反対派の理由は、夫婦同姓が日本の社会に定着した制度であること、姓は個人の自由の問題ではなく公的制度的問題であること、家族が同性となることで夫婦・家族の一体性が生まれ、子の利益にも資するなど、があげられています。

選択的夫婦別姓制度は、選択的な制度ですから、これまでどおり夫婦が同じ姓を名乗りたい場合には同じ姓を、別々な姓を名乗ることを希望した場合には別々な姓を名乗ることができる、という制度です。

夫婦同姓の伝統は明治時代から、現在でも多くが結婚に際して夫の姓を選択

令和元年では、夫の姓を選択した夫婦の割合は、約95.5%という結果です。最高裁判決では、違憲ではないとしています。国会で議論され、判断されるべき事柄、です。